【R7.4.1 改正】

専任の主任技術者による兼務が認められる例

（建設業法施行令　第 27 条第 2 項）
前項に規定する建設工事のうち ①密接な関係のある 二以上の建設工事を同一の建設業者が ②同一の場所又は近接した場所 において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

⇒　当面の取扱

（１）①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、②工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

（２）　同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

国土交通省作成資料抜粋

＊・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの